

下関地域総合武道館(仮称)整備等事業

基本協定書(案)

平成20年12月 日

山 口 県

下関地域総合武道館（仮称）整備等事業 基本協定書（案）

下関地域総合武道館（仮称）整備等事業（以下「本事業」という。）に関して、山口県（以下「甲」という。）と【 〃 】, 【 〃 】, 【 〃 】, 及び【 〃 】, から構成され、【代表】をその代表企業とする民間事業者グループ（以下「乙」といい、【 〃 】, 【 〃 】, 及び【 〃 】, を「乙の構成員」、【 〃 】, 及び【 〃 】, を「乙の協力企業」、またその代表企業を「乙の代表企業」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本件基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本件基本協定は、本事業に関して、乙が落札者として決定されたことを確認し、乙の設立する本事業の遂行者（以下「PFI事業予定者」という。）と甲との間で締結する、本事業に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、甲及び乙の双方の義務を定めるとともに、その他、本事業の円滑な実施等に必要な双方の協力、諸手続について定めることを目的とする。

（甲及び乙の義務）

第2条 甲及び乙は、甲とPFI事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとし、事業契約の山口県議会の議決を得て事業契約の効力が生じるように最善の努力をするものとする。

2 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、事業契約の趣旨や提案内容を逸脱しない範囲内において本事業の入札手続に係る事業者選定委員会及び甲の要望事項を尊重する。

（PFI事業予定者の設立）

第3条 乙は、本件基本協定締結後、平成 〃 年 〃 月 〃 日までに、PFI事業予定者を、本店所在地を山口県内とする会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社として適法に設立し、その商業登記簿謄本を甲に提出する。

2 乙は、PFI事業予定者をして、創立総会又は株主総会において取締役を選任せしめ、これを甲に報告させるものとする。かかる選任の後に取締役が改選された場合についても、乙又は乙の代表企業は、PFI事業予定者をして、その旨を甲に報告させるものとする。

3 第1項の場合、乙の構成員は、必ずPFI事業予定者に出資するものとする。また、設立時の乙の構成員の出資比率の合計が全体の50%を超えるものとし、乙の代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとする。PFI事業予定者設立時における乙の構成員以外の出資者及び出資額については、PFI事業予定者設立時に確定させる。

- 4 乙は、PFI事業予定者の設立後、速やかに出資者の持株数を甲に報告するものとする。
- 5 事業契約期間中において、出資者は原則として出資比率を変更できない。ただし、事業の安定的遂行及びサービス水準の維持が図られるとともに、甲の利益を侵害しないと認められる場合には、甲は係る出資比率の変更について協議に応じることができる。
- 6 乙は、PFI事業予定者の株式の譲渡について、PFI事業予定者の取締役会の承認を要する旨の定めをPFI事業予定者の定款において規定するものとする。

(株式の譲渡等)

- 第4条 乙の構成員は、その保有するPFI事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。
- 2 乙の構成員は、前項に従い甲の承諾を得てPFI事業予定者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に提出するものとする。

(業務の委託、請負)

- 第5条 乙は、PFI事業予定者をして、本件施設の設計に係る業務を 〃 に、本件施設の施設整備に係る業務を 〃 に、本件施設の工事監理に係る業務を 〃、本件施設の維持管理に係る業務を 〃 にそれぞれ委託し又は請け負わせるものとする。
- 2 乙は、事業契約締結後速やかに、前項に定める設計、施設整備、工事監理及び維持管理の各業務を受託する者又は請け負う者とPFI事業予定者との間で係る各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結せしめるものとし、締結後速やかにその写しを甲に提出するものとする。
 - 3 第1項の規定によりPFI事業予定者から本件施設の設計、施設整備、工事監理及び維持管理に係る業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に履行しなければならない。

(事業契約)

- 第6条 甲及び乙は、事業契約に係る仮契約を、本件基本協定締結後、平成 〃年 〃月 〃日を目途に、甲とPFI事業予定者間で締結せしめるべく最大限努力するものとする。ただし、事業契約の締結がなされる前に、PFI事業予定者又は乙の構成員若しくは協力企業のいずれかによる本事業の入札に係る不正な行為が判明したとき、又は乙の構成員若しくは協力企業のいずれかに以下の各号の事由が生じたときは、事業契約に係る仮契約又は本契約を締結しない。
- (1) 乙の構成員のうち代表企業が入札参加資格要件を欠くような事態が生じたとき。
 - (2) 乙の代表企業を除く構成員又は協力企業のいずれかが入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合で、甲が当該構成員又は協力企業の除外又は変更を認めなかったとき。

- 2 前項の仮契約は、山口県議会の議決を経た後、山口県知事がPFI事業予定者に対し、本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに、本契約としての効力を生じるものとする。
- 3 甲は、入札説明書に添付の事業契約書（案）の文言に関し、乙から説明を求められた場合、入札説明書において示された本事業の目的、理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。
- 4 甲及び乙は、事業契約締結後も本事業の遂行のために協力するものとする。
- 5 乙は、PFI事業予定者又は乙の構成員若しくは協力企業のいずれかのその責めに帰すべき事由（乙の構成員又は協力企業に第1項各号の事由が生じた場合を含む。）により事業契約の締結に至らなかった場合、事業契約の契約金額となるべき金額の100分の5に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。当該違約金支払債務は、乙の代表企業、構成員及び協力企業の連帯債務とする。

（準備行為）

- 第7条 乙は、事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為（設計に関する打合せを含む。）を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で自己の費用で係る準備行為に協力するものとする。
- 2 かかる協力の結果（設計に関する打合せの結果を含む。）は、事業契約締結後、PFI事業予定者が速やかに引き継ぐものとする。

（事業契約締結不調の場合における処理）

- 第8条 事由の如何を問わず（事業契約の締結について、山口県議会の議決が得られない場合を含む。）、PFI事業予定者と甲との間において、事業契約が効力を生じるに至らなかった場合には、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、第6条第5項に規定する違約金を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

（秘密保持）

- 第9条 甲及び乙は、本件基本協定に関する事項につき知り得た情報について、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本件基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、本件基本協定締結の前に既に自ら保有していた場合、公知であった場合、本件基本協定に関して知った後自らの責めによらずして公知になった場合、正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所からの強制力のある命令により開示が命ぜられた場合、乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合及び甲が山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号）等に基づき開示する場合は、この限りではない。

(準拠法及び裁判管轄)

第 10 条 本件基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本件基本協定に関する一切の紛争については、山口地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上を証するため、本件基本協定書を 通作成し、甲並びに乙の代表企業、構成員及び協力企業は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲

山口県

山口県知事

印

乙 【 グループ】

(グループの代表企業)

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

(グループの構成員)

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

(グループの協力企業)

住所

商号又は名称

代表者氏名

印